

政令第 号

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令  
内閣は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第  
四十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行期日は、平成二十年十  
月一日とする。

理由

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。